

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 アルミニウム合金

十一 溶接材料（アルミニウム合金の溶接）

十二 タップ・ねじ

第二 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ) 略	(ロ) 略
第一第二号 に掲げる建 築材料	JIS B 1 51（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト） 二〇〇〇、JIS B 1 54（ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質） 一九九五、JIS B 1 18（六角ボルト） 一九九四、JIS B 1 181（六角ナット） 一九九三、JIS B 1 186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット） 一九九五又はJIS B 1 256（平座金） 一九九八、 JIS Z 1 057（非鉄金属製ねじ部品の機械的性質） 一九九四
第一第十号 に掲げる建 築材料	略
	JIS H 4 000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） 一九八八、JIS H 4 040（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線） 一九八八、JIS H 4 100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材） 一九八八、JIS H 4 140（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品） 一九八八、JIS H 5 1011（アルミニウム合金鋳物） 一九九二

第一第十一号に掲げる建築材料	JIS Z3333 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶接棒並びにワイヤ) 一九八六
第一第十二号に掲げる建築材料	JIS B1055 (タッピンねじ 機械的性質) 一九九五

別表第二 (品質基準及びその測定方法等)

(イ) 建築材料の区分	(ロ) 品質基準	(ハ) 測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	<p>一 降伏点又は0.2パーセント耐力の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>二 Si、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr 及びTiの化学成分の</p>	<p>一 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 引張試験片は、JIS H0332 (非鉄金属材料の検査通則) 一九七三に従い、JIS Z2201 (金属材料引張試験片) 一九九八に基づき、合金材の該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z2241 (金属材料引張試験方法) 一九九八によること。</p> <p>二 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS</p>

含有量の基準値が定められていること。

これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。

S H O 三三二 (非鉄金属材料の検査通則) 一九七三の五によること。

ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。

(1) J I S H 一三〇五 (アルミニウム及びアルミニウム合金の光電測光法による発光分光分析方法) 一九七六

(2) J I S H 一三〇六 (アルミニウム及びアルミニウム合金の原子吸光分析方法) 一九九九

(3) J I S H 一三五二 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のけい素定量方法) 一九九七

(4) J I S H 一三五三 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の鉄定量方法) 一九九九

(5) J I S H 一三五四 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の銅定量方法) 一九九九

(6) J I S H 一三五五 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のマンガ定量方法) 一九九九

(7) J I S H 一三五六 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の亜鉛定量方法) 一九九九

(8) J I S H 一三五七 (アルミニウム合金中のマグネシウム定量方法) 一九九九

(9) J I S H 一三五八 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のクロム定量方法) 一九九四

(10) J I S H 一三五九 (アルミニウム及びアルミニ

		<p>ウム合金中のチタン定量方法) 一九九八</p> <p>(11) JIS H1362(アルミニウム及びアルミニウム中のバナジウム定量方法) 一九九四</p> <p>(12) JIS H1363(アルミニウム合金中のジルコニウム定量方法) 一九七一</p>
三 溶接を行って軟化するものについては、軟化域の機械的性質の基準値が定められていること。	三 引張試験方法は、JIS Z3221(突合せ溶接継手の引張試験方法) 一九九三によること。ただし、軟化域の長さを考慮した試験片形状とすること。	
四 合金材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。	<p>四 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 合金材の形状及び寸法の測定は、任意の位置において、規定されている各寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。</p> <p>ロ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 合金材の断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 製品十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>	
五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないこと。	五 JIS H0321(非鉄金属材料の検査通則) 一九七三の三によること。	
六 表面処理等が施されていること。	六 陽極酸化皮膜又は陽極酸化塗装複合皮膜の場合の測定	

<p>る場合は、表面仕上げの組成及び付着量等の基準値が定められていること。</p>	<p>は、JIS H八六八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験法）一九九八によること。</p>
<p>七 溶接を行う材料である場合は、溶加材料との組み合わせが定められていること。</p>	<p>七 溶接部分の引張試験方法は、JIS Z三二二二（溶合せ溶接継手の引張試験方法）一九九三によること。</p>
<p>八 前各号に掲げるもののほか、必要に応じてクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>八 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ クリープ特性の測定は、JIS Z二二七一（金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法）一九九九年によること。</p> <p>ロ 疲労特性の測定は、JIS Z二二七三（金属材料の疲れ試験方法通則）一九七八によること。</p> <p>ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z二三七二（塩水噴霧試験方法）二〇〇〇によること。</p> <p>ニ 高温特性の測定は、JIS G〇五六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法）一九九八に準じて行うこと。</p> <p>ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。</p>

<p>第一第十一号に掲げる 建築材料</p>	<p>一 アルミニウム合金の溶接における溶着金属の引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p>	<p>一 溶着金属の引張強さ及び伸びの測定は、次に示す引張試験によること。 イ 引張試験方法は、JIS Z3121（突合せ溶接継手の引張試験方法）一九九三によること。 ロ その他、試験方法全般にあつては、JIS Z 3104（溶接施工方法の確認試験方法）一九九五によること。</p>
	<p>二 アルミニウム合金の溶接における溶接棒、溶接ワイヤのSi、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>二 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
<p>第一第十二号に掲げる 建築材料</p>	<p>三 溶接材料の径、長さ等の寸法及び質量の基準値が定められていること。</p> <p>一 表面硬さ、硬化層深さ、心部硬さ、ねじり強さの基準値が定められていること。</p>	<p>三 JIS Z3100（溶接材料 寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装）一九九九によること。</p> <p>一 次に掲げる方法によること。 イ 表面硬さ試験は、JIS B-055（タッピンねじ 機械的性質）一九九五の六・一・一 表面硬さ試験によること。 ロ 硬化層深さ試験は、JIS B-055（タッピンねじ 機械的性質）一九九五の六・一・二 表面硬さ試験によること。 ハ 心部硬さ試験は、JIS B-055（タッピンね</p>

		<p>じ 機械的性質) 一九九五の六・一・三 心部硬さ試験によること。</p> <p>二 ねじり強さ試験は、JIS B-1055(タッピンねじ 機械的性質) 一九九五の六・二・二 ねじり強さ試験によること。</p>
	<p>二 タッピンねじ鋼板等にねじ込んだとき、タッピンねじのねじ山が変形することなく、めねじを鋼板等に成形できるものでなければならぬ。</p>	<p>一 ねじ込み試験は、JIS B-1055(タッピンねじ 機械的性質) 一九九五の六・二・一 ねじ込み試験に準じて行うこと。</p>
	<p>三 組成として必要な化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 第一第一号に掲げる建築材料項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
	<p>四 形状及び寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS B-1071(ねじ部品の精度測定方法) 一九八五によること。</p>
	<p>五 構造耐力上有害な傷、かえり、錆、ねじ山のいたみ及び著しい湾曲等の欠点がないこと。</p>	<p>五 ねじ用限界ゲージまたは目視によつて行うこと。</p>
	<p>六 めっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。</p>	<p>六 めっき付着量は、JIS H0401(溶融亜鉛めっき試験方法) 一九九九の四の付着量の試験方法によること。</p>

別表第三（検査項目及び検査方法）

(イ) 建築材料の 区分	(ロ) 検査項目	(ハ) 検査方法
第一第十号 に掲げる建 築材料	別表第二第一第十号 に掲げる建築材料の 項(ロ)欄に規定する品 質基準のすべて	<p>一 別表第二第一第十号に掲げる建築材料の項(ハ)欄に規定する測定方法等によつて行つ。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行つてもよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、種類、質別及び厚さの同じものにつき、厚さ六ミリメートル以下のものは原則として千キログラム又はその端数を一組として、厚さ六ミリメートルを超えるものは二千キログラム又はその端数を一組として、各組から任意に一枚を採取する。同一溶鋼に属し、最大厚さが最小厚さの二倍以内のものを一括して一組とし、引張試験片を一個採取する。ただし、一組の質量が二千キログラムを超えるときは、一枚を一組とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上について行つ。ただし、鑄鋼にあつては、各製品ごとに行つものとする。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS H0321（非鉄金属材料の検査通則）一九七三による。</p>
第一第十一号 に掲げる 建築材料	別表第二第一第十号 に掲げる建築材料の 項(ロ)欄に規定する品	<p>一 別表第二第一第十号に掲げる建築材料の項(ハ)欄に規定する測定方法等によつて行つ。ただし、組成の検査は資材の受入時に資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行つても</p>

<p>第一第十二号に掲げる建築材料</p>	<p>質基準のすべて 別表第二第一第十号に掲げる建築材料の項の欄に規定する品 質基準のうち第二号から第七号まで</p>	<p>よい。</p> <p>一 組成の検査を除き、別表第二第一第十号に掲げる建築材料の項の欄に規定する測定方法等によつて行つ。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行つ。</p>
-----------------------	---	--